結んだ線並びにA地点とB地点を結んだ線により囲まれた海域（以下この項において「釣島水道」という。）をこれに沿って西の方向に航行する船舶は、野忽那島灯台から二一六度二三〇分一、八一〇メートル（以下この項において「C地点」という。）の地点及び釣島灯台から三四〇度一、九七〇メートルの地点（以下この項において「D地点」という。）を結んだ線（以下この項において「A線」という。）の北側の海域を航行すること。 二　釣島水道をこれに沿って東の方向に航行する船舶は、A線の南側の海域を航行すること。	二　D地点を示す目安として釣島水道灯浮標が設置されている。
音戸瀬戸付近海域における経路	一　A地点を示す目安として音戸瀬戸北口灯浮標が設置されている。 二　B地点を示す目安として音戸瀬戸南口灯浮標が設置されている。
一　音戸灯台（北緯三四度一一分五七秒東経一三二度三二分一二秒）から八五度三〇分三三〇メートルの地点まで引いた線を横切って航行した、又は航行しようとする総トン数五トン以上の船舶は、同灯台から二〇度四九〇メートルの地点（以下この項において「A地点」という。）を左げんに見て航行すること。 二　音戸灯台から一六九度五九〇メートルの地点から二九四度一二〇メートルの地点まで線を横切って航行した、又は航行しようとする総トン数五トン以上の船舶は、同灯台から一八〇度九〇〇メートルの地点（以下この項において「B地点」という。）を左げんに見て航行すること。	

附　則

この告示は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。ただし、東京沖灯浮標付近海域における経路の項の規定は、平成二十二年十月一日から施行する。

○海上保安庁告示第九十三号

港則法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第十四号）の施行に伴い、港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十一条第二項の規定に基づき、港則法施行規則第十一条の港を航行するときの進路を表示する信号（平成七年海上保安庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

題名を次のように改める。

港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号

別表15那覇港の表を別表16那覇港の表とし、別表14長崎港の表を別表15長崎港の表とし、別表13博多港の表を別表14博多港の表とする。

別表12関門港の表中	を
「 1代・E 1代・W・U 1代・W・M	東口に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。 西口の馬島西方に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。 西口の六連島東方に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。 」

別表15那覇港の表を別表16那覇港の表とし、別表14長崎港の表を別表15長崎港の表とし、別表13博多港の表を別表14博多港の表とする。

別表12関門港の表中	を
「 1代・E 1代・W・M 1代・W・S 1代・W・A	東口に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。 西口の六連島東方に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。 西口の馬島西方から白州・白島南方に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。 西口の馬島西方から藍島東方に向かって航行し、関門港（響新港区、新門司区を除く。）を通過又は出港する。 」

港の表として、別表12水島港の表として次の1表を加える。

12　水島港

信　号	信　文
1代・M	上水島以東から出港する。 （港内航路を航行して出港し、これと接続する水島航路に入った時に海上交通安全法第7条の規定により「1代・P」を表示しなければならない船舶にあっては「1代・M」に代えて「1代・P」を表示することができる。）
1代・T	上水島以西から出港する。
2代・A	西公共（一）2.6m物揚場から新日本石油精製岸壁に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・B	東公共物揚場からジャパンエナジー桟橋に至る間又は呼松水路の係留施設に向かって航行する。
2代・C	旭化成C7桟橋から太平洋セメント桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・D	JFE倉敷A岸壁からJFE倉敷コークス積出桟橋に至る間の係留施設に向かって航行する。
2代・T・H	高梁川水路又は乙島の係留施設に向かって航行する。
2代・T・S	玉島地区（乙島を除く。）の係留施設に向かって航行する。
2代・F・M	JFE南側海域（AからE錨地）に向かって航行する。
2代・F・T	玉島人工島南側海域（FからP錨地）に向かって航行する。

附　則

この告示は、港則法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第十四号）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

○海上保安庁告示第九十四号

港則法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第十四号）の施行に伴い、港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十一条第一項の規定に基づき、同項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号に関する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号

港則法施行規則第十一条第一項の規定による船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号は、仕向港を示す記号、仕向港での進路を示す記号及び出発港又は通過港での進路を示す記号とし、それぞれ別表第一、別表第二及び別表第三のとおりとする。

別表第一　仕向港を示す記号

(1)　次の表の中欄に掲げる港又は港内の区域を仕向港とする場合の仕向港を示す記号は、「＞」と同表の右欄に掲げる記号とを組み合わせたものとする。

(2)　たとえば、北海道枝幸港を仕向港とする場合は、「＞ＪＰ　ＥＳＳ」となる。

都道府県	仕　向　港	港を示す記号
北海道	枝幸	ＪＰ　ＥＳＳ
	雄武	ＪＰ　ＯＵＭ